

令和 2 年 第 4 回
金 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

議 事 録

- 1 日 時 令和 2 年 4 月 24 日（金） 午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
- 2 場 所 金 沢 市 議 会 全 員 協 議 会 室
- 3 議 件 「令和 2 年 第 4 回 金 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 議 案 書」
のとおり
- 4 出 席 者 農 業 委 員 井 口 会 長 外 1 6 名（別 添 名 簿 の と お り）

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 1 名（別 添 名 簿 の と お り）

事 務 局 朝 日 事 務 局 長、出 戸 事 務 局 長 補 佐
相 澤 係 長、松 本 主 査、長 谷 川 主 査
- 5 議 事 主 旨 別 紙 の と お り

令和2年第4回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	山根 正昭	○
3	黒田 庄二	○
4	里見 哲夫	○
5	太平 雅也	○
6	中村 真一	○
7	東 好晴	○
8	源 時男	○
9	西本 明弘	○
10	横山 邦春	○

	委員氏名	出欠
11	川端 満	○
12	渡邊 登	○
13	虎本 重	○
14	庄田 純一	○
15	田村 政博	○
16	小林 博紀	欠
17	藤田 礼子	○
18	米光 かおる	欠
19	伴 美代子	○

出席	17名
欠席	2名

計 17名

参考:農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	河井 剛	欠
2	山下 博	欠
3	富樫 茂	欠
4	中川 栄樹	欠

	委員氏名	出欠
5	寺山 禎	欠
6	西野 正則	欠
7	西村 健	欠
8	菊知 亮	欠

	委員氏名	出欠
9	市原 俊廣	○

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和2年第4回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>いつもであれば、はじめに金沢市農業委員会憲章を唱和するところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回は割愛させていただきますので、ご了承願います。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、本年度、新たに金沢市農林水産局長に就任されました長谷局長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
局 長	(局長 あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次の公務がありますので、長谷局長におかれましては、ここでご退席されます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
	(局長 退席)
事務局長	<p>次に、この度の人事異動により、農業委員会事務局へ配属されました職員を紹介いたします。</p> <p>(人事異動の紹介)</p>
係長	(係長 あいさつ)
事務局長	<p>本日は、議案審議の前に、人・農地プランの実質化について研修会を行います。</p> <p>金沢市農業水産振興課の尾川課長補佐より、人・農地プランの実質化に係る取組みについて、お話をさせていただきます。では、よろしく願いします。</p>
	(説明 質問)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(尾川課長補佐 退席)</p>

	<p>では、ただいまから農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ17名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は1名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、太平委員と、中村委員の2名を指名いたします。</p> <p>ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ、農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方がよいと思われまますがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。</p> <p>それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。</p> <p>西本副会長、議長をお願いします。</p>
西本副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。</p> <p>最初に、前回の令和2年第3回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願ひします。</p>
事務局	<p>令和2年第3回総会議決事項事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請9件については、3月27日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第4条許可申請1件については、3月30日付けで石川県知事あてに送付し、4月14日付けで許可書が交付さ</p>

	<p>れております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定40件については、4月1日付で公告しております。</p>
西本副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
西本副会長	<p>質問がないようであります。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから2ページです。</p> <p>今回の申請件数は7件で、面積は11,063.62㎡です。</p> <p>申請理由及び権利の種類についてご説明します。</p> <p>番号1、4及び7は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号2、3及び5、6は、農地の交換のため、所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人、借受人の耕作状況につきましても問題ありません。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
西本副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
西本副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

西本副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案どおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がございますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>今月は、安原地区から1件の申請がありました。議案書は3ページです。お手元の地図も併せてご覧ください。</p> <p>番号1は、打木町の案件で、農作業場兼農業用倉庫への転用申請となります。</p> <p>申請地は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地に区分されますが、農業用施設に供するものあり許可相当であると判断されます。</p> <p>続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>今月は、安原地区から1件、潟津地区から1件、川北地区から1件、浅川地区から1件、森本地区から2件、合計6件の申請がありました。</p> <p>番号1は、打木町の案件で分家住宅への使用貸借権の設定を伴う転用申請となります。</p> <p>申請地は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に区分されますが、住宅及び申請地周辺の居住者が必要とする事務所、店舗等で集落に接続して設置されるものであり許可相当であると判断されます。</p> <p>番号2は、北間町の案件で、貸借権の設定を伴う、資材置</p>

場への転用申請となります。

申請地は、北陸鉄道北間駅から 500m以内にあることから第2種農地に区分されますが、申請地以外に資材置場として使用できる農地がないと認められるため許可相当であると判断されます。

番号3は、松寺町の案件で、賃貸借権の設定を伴う、農機具置場への転用申請となります。

申請地は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地に区分されますが、農業用施設に供するものであり許可相当であると判断されます。

番号4は、田上本町の案件で、所有権の移転を伴う、駐車場への転用申請となります。

申請地は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にあることから第2種農地に区分されますが、住宅及び申請地周辺の居住者が必要とする事務所、店舗等で集落に接続して設置されるものであり許可相当であると判断されます。

番号5は、二日市町の案件で、所有権の移転を伴う、分家住宅への転用申請となります。

申請地は、現在農用地区域内農地ですが、5月に除外予定です。除外後は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地に区分されますが、住宅及び申請地周辺の居住者が必要とする事務所、店舗等で集落に接続して設置されるものであり許可相当であると判断されます。

番号6は、北森本町の案件で、使用貸借権の設定を伴う、分家住宅への転用申請となります。

申請地は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地に区分されま

	<p>すが、住宅及び申請地周辺の居住者が必要とする事務所、店舗等で集落に接続して設置されるものであり許可相当であると判断されます。</p> <p>以上、4条1件、5条6件について、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
西本副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、横山委員から調査結果をご報告願ひます。</p>
横山委員	<p>4月17日、現地調査の結果、申請書のとおりであることを確認しております。</p>
西本副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質疑応答後、質問なし)</p>
西本副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
西本副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願ひます。</p>
事務局	<p>議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。議案書は6ページです。</p> <p>今回の申請は1件で、申請面積は3,816㎡です。</p> <p>現地の状況につきましては、4月16日に里見委員と事務局職員1名の計2名で現地調査を行い、申請地すべてにおい</p>

	<p>て申請どおり耕作されていることを確認しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
西本副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
西本副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
西本副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は、7ページから23ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分については、5件の借り手からの申し出があり、賃貸借権の設定では、新規で契約期間が10年のものが1件、再設定で3年のものが1件、6年のものが1件です。使用貸借権の設定では、新規で契約期間が10年のものが2件です。面積は合計8,959㎡です。</p> <p>機構分については、4件の借り手からの申し出があり、賃貸借権の設定では、新規で10年のものが4件、使用貸借権の設定では、新規で10年のものが2件、面積は、合計147,637㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
西本副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
西本副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
西本副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案どおりに決定いたします。続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号の1 農地法第4条第1項第8号及び</p> <p>報告第1号の2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は24ページから35ページまでです。</p> <p>受理件数は、第4条が10件、面積は合計4,622㎡、第5条が33件、面積は合計15,696.86㎡となっております。内容、転用目的については議案書のとおりです。</p>
西本副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
西本副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届け出について、事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届け出について、報告いたします。議案書は36ページです。</p> <p>今回の受理件数は4件あり、解約理由は、番号1、2及び4は転用目的のため、番号3は、所有者変更のためで、面積は合計13,859㎡となっております。</p>
西本副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
西本副会長	質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、事務局から説明願います。
事務局	農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は37ページです。 届出件数は1件で、面積は1,562㎡、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。
西本副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
西本副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法制限除外の規定による届出について、事務局、これについて説明願います。
事務局	報告第4号 農地法制限除外の規定による届出について、報告いたします。議案書は38ページです。 届出件数は1件あり、農機具格納庫への転用で、面積は116㎡です。
西本副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
西本副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、事務局、これについて説明願います。
事務局	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定による農用地利用配分計画の認可について、報告いたします。議案書は39ページから61ページです。 権利設定については39ページから43ページまでの10件で、面積は合計36,147㎡です。配分計画については、

	<p>全て新規で、賃貸借権の設定では10年のものが1件、使用貸借権の設定では10年のものが9件です。</p> <p>権利移転については44ページから61ページまでの35件あり、面積は合計58,911㎡です。配分計画については、全て新規で、賃貸借権の設定では、残存期間が5年のものが1件、5年9ヵ月のものが6件、6年1ヵ月のものが4件、7年2ヵ月のものが2件、7年6ヵ月のもの5件、8年4ヵ月のものが5件、8年6ヵ月のものが3件、8年8ヵ月のものが5件、8年10ヵ月のものが1件です。使用貸借権の設定では、8年4ヵ月のものが1件、8年8ヵ月のものが1件、9年1ヵ月のものが1件です。</p>
西本副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
西本副会長	<p>質問がないようです。</p> <p>以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会長	<p>西本副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>虎本副会長、議長をお願いします。</p>
虎本副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第6号 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果に関する意見決定について、上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果に関する意見決定について、ご説明いたします。</p>

	<p>本件は、土地改良事業等完了後 8 年未満の土地ではありますが、金沢農業・農村総合振興計画において地域の農業の振興に必要な施設と位置づけ、農用区域から除外した場合、その効用について検証する必要があるため、金沢市から検証結果（案）について、本委員会に意見を求められているものでございます。議案書は、1 ページです。</p> <p>番号 1 の案件は、北森本町で農家分家住宅建設のため、平成 24 年に除外し平成 25 年に建築が完了したものです。後継者の確保と地域農業の維持・活性化が目標で、検証結果（案）は目標を達成しているものとしています。</p> <p>番号 2 の案件は、月影町で農家分家住宅建設のため、平成 24 年に除外し平成 26 年に建築が完了したものです。後継者の確保と地域農業の維持・活性化が目標で、検証結果（案）は目標を達成しているものとしています。</p> <p>番号 3、4 は、大浦町で農家住宅と農家分家住宅建設のため、令和元年に除外し令和 2 年 8 月に建築が完了予定のものです。農業従事者と後継者を確保し地域農業の維持・活性化が目標で、検証結果（案）は住宅が未完成のため、完成後に検証を行うとしています。</p> <p>以上、説明を終わります。検証結果（案）についてご意見ございませんでしたら異議のないものとして金沢市あて回答させていただきたいと思っております。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>虎本副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>虎本副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 6 号 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果に関する意見決定については、異議がないということよろしいでしょうか。</p>

	(異議なしの声)
虎本副会長	議案第6号は、異議がないと認め、決定いたします。 以上で、農政部門の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。
事務局長	虎本副会長、どうもありがとうございました。 引き続きまして、協議・連絡事項に移りたいと思います。 井口会長、議長をお願いします。
会 長	それでは、協議・連絡事項にまいります。 まずは、令和2年県外農事視察についてです。 この件について、事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、 この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、4月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、 この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかにありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	会長、ありがとうございました。それでは、最後に、田村副会長 閉会のご挨拶をお願いします。
田村副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でございました。以上で、散会といたします。

